

情報  
最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ



市税の納付は口座振替が  
便利で安心です

市税の納付方法を口座振替にすると、納め忘れがなく便利で安心です。口座振替の手続きは、預金通帳と通帳届出印を持ち、各金融機関の窓口へお申し込みください。市が口座振替依頼書を受理した日の翌月末日の納付期限以降から口座振替ができます。  
※公的年金から特別徴収している市県民税については口座振替はできません。

■ 取扱金融機関  
伊予銀行、周桑農業協同組合、西条市農業協同組合、愛媛銀行、東予信用金庫、広島

銀行、愛媛信用金庫、香川銀行、百十四銀行、四国労働金庫、ゆうちょ銀行（順不同）

■ 問合せ 市庁舎本館納税課  
納税第2係  
TEL0897-52-1279

3月の市税ごよみ

20日(木) 国民健康保険税第8期分の督促状の発送  
※督促状1通につき100円の督促手数料をいただきます。

バイクや軽自動車の廃車・譲渡手続きをお忘れなく

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。  
廃車、紛失、名義変更、住所変更の手続きは、3月中に済ませてください。

4月以降に手続きをしてもその年度の軽自動車税は課税されません。

【手続きの受付場所】

■ 軽自動車（軽四輪）

軽自動車検査協会愛媛事務所  
（松山市南高井町1814-2）  
TEL089-975-6730

■ 二輪車（125cc超）

四国運輸局愛媛運輸支局  
（松山市森松町1070）  
TEL050-5540-2076

■ 原動機付自転車（125cc以下）

○ 市庁舎本館納税課納税第1係  
TEL0897-52-1278

- 東予総合支所税務課税務係
- 丹原総合支所総務課税務係
- 小松総合支所総務課税務係

市庁舎本館・新館の建物内禁煙を開始します

受動喫煙防止対策のため、平成26年4月1日から市庁舎を建物内禁煙とします。市民の皆さんのご協力をお願いします。喫煙される方は、庁舎外に設置する2カ所の喫煙場所でお願います。

■ 問合せ 市庁舎本館職員課

人事研修係  
TEL0897-52-1208

～日本年金機構からのお知らせ～

■ 国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めに申し込みください。

■ 後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がまだの方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付できなかった方が、4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

【注意】平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため4月以降は納付できません。

■ 後納制度の申し込み・納付書の再発行のお問合せ

- 新居浜年金事務所 TEL0897-35-1362 ※お問合せには基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル） TEL0570-011-050（固定電話からで市内通話料金です）
- ※050から始まる電話でかける場合 TEL03-6731-2015（通常の通話料金です）

【受付時間】月曜日：8時30分～19時 火～金曜日：8時30分～17時15分 第2土曜日：9時30分～16時